



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載した、市が主催するイベントなどについては、新型コロナウイルス感染の防止対策を講じたうえで開催します。なお、中止・変更になる場合がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

案内

第1回八潮市議会定例会の傍聴

日3月20日(月)まで
一般質問日=3月14日(火)・16日(木)・17日(金)
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと
定各日42人(当日先着順)
問議事調査課 ☎②77

住民異動届などの臨時受付

日3月26日、4月2日(各日曜日)
午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
場市民課※駅前出張所は受け付けていません。

内各種証明書の交付、住民異動届(転入・転出など)、印鑑登録、戸籍の届出、個人番号カードの交付、電子証明書の更新
※他市区町村で住民基本台帳カード・個人番号カードを利用した特例転出の手続きを前々日の金曜日までにしていない場合は、転入手続きに必要な転出情報の連携がされないため、転入手続きはできませんので、平日にご来庁ください。
※他市区町村への照会や市民課以外の手続きが必要となる場合には、後日来庁していただくことがあります。
問市民課 ☎②210

固定資産の価格等の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

令和5年度固定資産税(土地・家屋)の納税者は、本人の土地

や家屋の価格と市内の他の土地や家屋の価格との比較ができるよう、次の帳簿を縦覧できます。あらかじめ税額を確認したい方は、この機会をご利用ください。

日4月3日(月)～5月31日(水)(土・日曜日、祝日を除く) ①午前8時30分～午後5時15分 ②午前8時30分～午後7時
場①資産税課(縦覧・閲覧) ②駅前出張所(閲覧のみ)
内土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・価格)、家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格) 持本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)
※市内に固定資産をお持ちの方で、この期間に本人の課税台帳を閲覧する方には、課税台帳の写しを無料でお渡しします。
問資産税課 ☎③302

生産緑地地区追加指定受付

生産緑地地区の追加指定の受け付けを行います。希望する方は、事前にお問い合わせください。

日4月3日(月)～28日(金)
問公園みどり課 ☎③321

自転車の盗難が多発

自転車の盗難が急増しています。市内では、令和4年に239件の自転車盗難が発生しており、令和3年と比較して103件も増加しています。
また、盗難にあっている自転車の多くは鍵をかけていません。自転車の盗難は、商業施設、集合住宅駐輪場、自宅の敷地内や駅周辺の駐輪場で多く発生していますので、自転車を使用しないときや短時間でも自転車から離れるときは必ず鍵をかけましょう。ワイヤーロックなどを利用して2重で鍵をかけると、さらに有効です。
問交通防犯課 ☎③397



人権をねは 愛

部落差別について正しく理解しましょう

問社会教育課 ☎③365、人権・男女共同参画課 ☎③811

部落差別は、日本社会の歴史的過程で作られた身分制度によって、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、住居、職業や結婚などで差別を受ける、我が国固有の重大な人権問題です。

埼玉県において、令和4年7月8日に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例は「全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」とし、「図書、地図その他資料の公表または流布、結婚や就職に際しての身元調査、インターネットを使った情報提供その他の行為により部落差別を行ってはならない」など、県、県民、事業者の責務を定めています。しかしながら、戸籍の不正取得による身元調査や、インターネットを使った誹謗中傷などの人権問題が後を絶ちません。

また、部落差別をいまさら取り上げる必要はなく、そっとこのまま放置しておけば時間の経過とともに自然に解消する「寝た子を起すな」という誤った考え方では部落差別を解消することができません。

私たち一人ひとりが、部落差別を自分の問題として受け止め、考え、行動することが大切です。差別を決して許さないという強い気持ちを持ち、学んだことを正しく伝え、差別の無い社会の実現に向けて行動しましょう。

旅券(パスポート)の申請手続き

3月27日(月)から旅券(パスポート)の申請手続きが変わります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問駅前出張所 ☎999-0840、パスポートコーナー ☎932-8010

申請手続きの変更

- 申請時に添付する戸籍は謄本のみ受付(抄本での受付不可)
 - 査証欄(ビザページ)の増補の廃止
 - 申請書(様式)の変更
- その他、旅券発行後6カ月以内に受領せず、再度、旅券を申請する場合の手数料が変更になります。

電子申請による更新手続き

マイナンバーカードとお持ちのパソコンやスマートフォンを利用して、旅券の更新の電子申請ができるようになります。電子申請は国のマイナポータルから行います。電子申請の場合、窓口に来ていただくのは、原則として旅券を受け取る際の1回のみになります。

内次のすべてに当てはまる15歳以上の日本国籍をお持ちの方
▼八潮市に住民票がある▼有効なマイナンバーカードを持っている(電子証明書が付与されている)▼有効中の旅券を所持しており、氏名、本籍都道府県および性別に変更がない▼残りの有効期間が1年未満になった場合または査証欄に余白がなくなった場合
※新規の申請手続きは不可